

提供日 2026/05/29  
タイトル 報道用アンテナの電気使用料負担金の徴収誤りについて  
担当 財務部 財産管理課  
連絡先 庁舎管理班  
TEL 054-221-2855



## 報道用アンテナの電気使用料負担金の徴収誤りについて

### (要旨)

報道用アンテナ(行政財産使用許可により県庁別館に設置)に関する過去の電気使用料負担金について、適用単価の誤り等を原因とする徴収誤りが判明した。  
対象者に徴収誤りを謝罪し、過不足額を還付・追徴する旨を説明した。  
今後は、複数職員による確認を徹底するほか、負担金の計算シートを改良し、再発を防止する。

### (概要)

1 対象者  
報道用アンテナ設置5社

2 徴収誤りの内容 (単位:円)

収納年度	既収納額 A	本来の負担金額 B	過不足額 A-B
R7	14,910(2,982)	12,200(2,440)	2,710(542)
R6	12,675(2,535)	13,215(2,643)	▲540(▲108)
R5	15,105(3,021)	12,840(2,568)	2,265(453)
R4	10,675(2,135)	10,675(2,135)	—
R3	10,730(2,146)	10,725(2,145)	5(1)
合計	64,095(12,819)	59,655(11,931)	4,440(888)

※( )内:1社当たり金額(5社は同一金額) ▲:不足(追加徴収)額

### 3 経過

4月	前年度分負担金の調定時に、負担金額の算定誤りが判明
～5月7日	過去5年間分を確認し、本来の負担金額を算定
5月13～15日	対象者に徴収誤りについて説明し、謝罪
5月28日～	還付・追加徴収手続(6月上旬完了予定)

### 4 主な原因と再発防止策

主な原因	再発防止策
・負担金算定に当たり適用した電力料金単価の誤り	・決裁時には、適用単価の確認を含め、複数職員によるチェックを徹底する。
・再生可能エネルギー発電促進賦課金の負担日数を二重計上	・計算シートを1年度分の負担金額を算出する様式に改める。

